

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年5月24日

亶理町監査委員 齋 藤 功
亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日 平成25年5月13日（月）、15日（水）の2日間

2 監査の対象

【平成24年度】

- (1) 亶理地区まちづくり協議会 2件
まちづくり協議会支援事業委託料
まちづくり協議会コミュニティ助成金
- (2) 逢隈地区まちづくり協議会 2件
まちづくり協議会支援事業委託料
まちづくり協議会コミュニティ助成金
- (3) 亶理町社会福祉協議会 2件
亶理町社会福祉協議会運営費補助金
地域コミュニティ復興支援事業委託料
- (4) 亶理カトリック保育園 2件
私立保育園各種事業補助金
私立保育園入所児童措置委託料

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金について、亶理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金の経理については、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。